

じっきょう

地歴・公民科 資料 No. 84

もくじ	
巻頭	歴史教育改革とジェンダー史／小浜正子……………1
新シリーズ	哲学者から見たアクティブ・ラーニング／苫野一徳……………7
平成30年度用改訂教科書のご案内	……………10
	新日本史A新訂版／高校日本史B新訂版／日本史B新訂版／
	高校倫理新訂版／最新政治・経済新訂版／高校政治・経済新訂版
図書紹介	……………16

巻頭

歴史教育改革とジェンダー史

日本大学 教授
小浜 正子

はじめに

高校地歴科では新たな歴史科目として「歴史総合」「日本史探求」「世界史探求」の設置が決定し、内容に関する議論も進んでいる。21世紀を伸びやかに生き抜く次世代の主体的な市民を育てるために、歴史教育を改革すべき点が多いが、ジェンダー史を充実させ、ジェンダー視点をもった歴史教育としていくことも、たいへん重要だと筆者は考えている。

そもそも日本社会は男女格差がたいへん大きい社会であり、2016年のジェンダー・ギャップ指数は世界144カ国中111位と、G7の先進国中で最低なのはもちろん、ブラジル（79位）・ロシア（75位）・インド（87位）・中国（99位）のBRICs各国よりも下位であった。しかも年々順

位が低下する傾向にあり、これは他国でジェンダー平等が進む中で日本の状況が改善しないためである。日本社会の喫緊の課題である超少子化もいまだ改善のめどは立っていない。これら現代の事象・現象の社会的背景を歴史的に理解し、他国や他地域との比較の下で、現在の日本の問題を理解し、解決策を考え、実行していく力をつけることのできる歴史教育が必要とされている。

ここでは、これからの歴史教育の中のジェンダー史で重要だと思われる点について、次の二つを中心に述べてみたい。第一は、西洋起源の近代市民社会のジェンダー構造とその変容を歴史的に理解することであり、第二は、日本の家族制度の変遷を比較史的に——ここでは筆者の専門である中国と対比させて——理解することである。

近代市民社会の女性排除とその後の変化

さて、新たな歴史科目でジェンダー史を重視することがコンセンサスになりつつあるとはいえ、どんなジェンダー史を教えるのかについては、多くの先生方はまだ五里霧中のようだ。授業時間は限られているので、「歴史総合」の中ではせいぜい1～2コマしか当てられないとしたら、まずは欧米近代の女性参政権運動か、と思われることも少なくないらしい。しかし、限られた時間の中でまず教えるべきジェンダー史は、それではない。

より重要なのは、なぜ近代に女性参政権獲得が目ざされなくてはならなかったか、の理解である。それはつまり、近代の市民革命後、女性が女性であるという理由で政治から排除され、家庭領域に押し込められるようになったからだ。

市民革命によって市民を主権者とする国民国家が形成された。そのような「市民」とは、男性のみであった。改めて眺めてみれば、フランス革命の「人権宣言 Déclaration des Droits de l'Homme et du Citoyen（人および市民の権利宣言）」のいう「人 l'Homme」も「市民 Citoyen」も男性だけだ。けれど、「パンをよこせ」と叫んで、ヴェルサイユ行進の先頭に立ったのは、パリのおかみさん達だった。なので、オランプ・ド・グージュは、「女権宣言 Déclaration des Droits de la Femme et de la Citoyenne（女性および女性市民の権利宣言）」を出して、女性にも平等の権利を、と訴えなければならなかった。しかしながら彼女は断頭台の露と消え、革命が進むにつれて、女性は政治から排除されていった。ナポレオン法典（フランス民法典）は、女性の財産権にも著しい制限を加え、それは市民社会の基本原則として世界各国に大きな影響を与えてゆく。

こうして近代市民社会が成立して、女性は女性であることを理由に政治権力から排除されるようになった。もちろん、それまでだって絶対多数の女性は、ほとんどの男性と同じく、政治権力など持っていなかった。とはいえそれはその身分のゆえで、王家に生まれれば、場合によっては女性も

女王となって権力を振るうこともあり得た。しかしながら身分制を廃した近代市民社会とそれを基盤とした国民国家は、女性や外国人や奴隷を排除した男性市民による政治的共同体として成立したのである。もちろん政治から排除された近代西洋の女性たちが黙ってそれに甘んじたわけではなく、すぐに女性参政権運動＝第一波フェミニズムが始まった、ということなのだ。

市民社会において政治主体として公的に活躍する男性は、同時に有償労働によって収入を得て家族を養うものと考えられるようになった。妻である女性は、私的領域たる家庭で主婦として家事・育児にはげむ。市民社会の基盤としての家族のあるべき姿はこうに考えられるようになった。しばしば「伝統的」なものと考えられる「男は仕事、女は家庭」の性別役割分業は、じつは西洋では近代的な理念である。そのような家族は、社会学やジェンダー論では「近代家族」とよばれる。家族は男女が愛情で結ばれて結婚してつくるもので、夫婦は相手とのみ性関係を持ち、二人の間の子どもを産み育てるという、性＝愛＝結婚＝生殖が四位一体となった家族である。これは、奉公人も含めた家族で農業や手工業経営を行っていたそれまでのヨーロッパ社会における家族像とは異なった、近代西洋社会に出現した歴史性をもつ家族の理念型である。こうした「近代的な」ジェンダー配置は、国民国家の形成と密接にかかわる社会編成であり、「近代社会」とは、このようなジェンダー構造を組み込んで成立したのである。

その後、こうした近代的な性別役割構造は、第二次大戦後に起こったウィメンズ・リブ＝第二波フェミニズムを契機に大きく変化した。1960-70年代、専業主婦の生活にいらだちを感じたアメリカ女性たちが第二波フェミニズムの運動を起こし、これは同様の問題を抱えていた西欧諸国や日本でも広がった。男女の性別役割分業に疑問が提出されて女性の社会労働への参加やそこでの平等な待遇が促進され、また「個人的なことは政治的なことだ」のスローガンの下、日常的なふるまいに潜むジェンダーの政治力学が問題視されたり、性と

生殖に関する自己決定権や妊娠中絶の権利が主張された。国連は1975年を国際女性年とし、1979年には女性差別撤廃条約が成立して、性差別廃止・ジェンダー平等達成が国際的なコンセンサスとなった。専業主婦が多かった欧米でも、第二派フェミニズム以降、女性の社会労働への参画が一般的になるとともに、議員定数のクォータ制などによって意思決定機構への女性の参画が政策的にも促進された。また性の自由化も進み、「近代家族」的なジェンダーシステムは正統性を失っていった。近年は、非嫡出子の割合がスウェーデンやフランスでは半数を、イギリス・アメリカでも四割を超えているなど、性=愛=結婚=生殖の四位一体構造は、西欧ではほとんど過去のものとなった。

さらに、人は男性と女性にはっきりと二分され、異性と結婚して家庭を作るものであるとするジェンダー観にも異議が提出された。LGBTと称されるレズビアン(L)・ゲイ(G)・バイセクシュアル(B)・トランスジェンダー(T)などの人々は、2015年の電通総研の調査によると日本でも人口の7.6%を占めるという。こうした人々に対する性自認・性的指向による差別をなくすことが社会的課題として広く共有されるようになり、これらの動きは第三波フェミニズムとも呼ばれている。同性カップルへの社会的承認も広がり、現在ではオランダ・スペイン・カナダ・スウェーデン・フランス・イギリス・アメリカなど北欧・西欧をはじめとする多くの国で同性婚が法的にも認められていて、男女の異性愛を基盤とする家族のあり方の正統性も消失しつつある。

このように見ると、「近代家族」的なジェンダー秩序のあり方は、歴史的に形成されたものであり、すでにその役割を終えつつあることが明らかである。

東アジア近世の家族—中国と日本

「近代家族」に限らず、家族構造はそれぞれの社会で特徴を持って歴史的に形成される。家族は、人が生まれ育つ場であるために、しばしば自然で

不変の存在であるかのように思われるが、歴史的に変化してきたものであり、今後も変化してゆく。私たちはこれまでのさまざまな社会での家族とジェンダー構造とその変化を知り、これからの家族のあり方を考えてゆく必要がある。

これからの日本の家族のあり方を考えるとき、東アジアの伝統家族のあり方は、意識的無意識的に影響を与える可能性があるが、その実態は地域によってかなり異なっている。以下では、日本の近世家族の構造や特徴と対比させつつ、中国近世の家族構造に関して述べ、ついでその近代の変化を見る。

中国近世の家族は、強い父系血統主義である。ある共同の男性祖先から分かれ出た父系(男系)血統に連なる人々は、同族(宗族)と見なされる。彼らは同一の生命すなわち「気」に連なり、共通の姓を持つ。父系血統を表す姓は、人のアイデンティティの中核とされて一生変わることはなく、女性は結婚後も実家の姓で呼ばれる。中国では財産は、息子たちの間での均分相続である。息子が複数いるときは、長男か次男か、妻の子であるか妾の子であるかに関わらず、父の「気」を受け継ぐので、父の財産を平等に相続する権利があるとされる。しかし自身は父の気を受け継いでも子供に伝えられない娘は、結婚時にいくらかの財産を与えられることはあっても、息子と同じように財産を受け取る権利はない。

こうした中国の家族観念は、日本の「家」と比べると、大きな違いがある。日本近世の家は、家業や家名という枠組みを持つひとつの経営体であり、その中に血縁や配偶関係によって結ばれている人々が存在する。人の姓・名字はどのイエに属するかを表し、結婚や養子縁組などによって変わることがある。相続に際しては、こうした家業や家名を継ぐ子供——多くの場合は長男——が他の子供に比して特権的に多くの財産を受け取り、他の息子や娘には少ししか与えられないことも少なくない。経営体としての家が存続することが何より優先されるからである。また、日本の家族観念は父系と母系の両方を含む双系的なもので、息子

がいれば息子が家を継ぐのが一般的だが、娘だけなら婿養子を迎えることは広く行われており、これは娘の生んだ孫は息子から生まれた孫と同じく両親の血統を伝えと考えられるからである。中国では、そのような場合は近い父系の男の子を養子に取るのが正統とされており、これは朝鮮でも同じであった。

以上のように、日本近世の家は家業や家名をもつ経営体であるのに対して、中国近世の家族（宗族）は父系血縁で結ばれた集団であり、両者の家族のあり方はかなり異なった。では、このような日本や中国の近世の家族の型は、それぞれいつ頃、成立したのだろうか。

よく知られているように、古代の日本では妻問い婚などが行われていて、夫婦とその子供が同居する家族が普遍的ではなかった。家族観念は双系的で、その形態は多様だったようだが、平安時代の貴族では、家産が父母から娘へと継承されるとともに——父は必ずしも同居していないが——、中国伝来の官僚制による官職は父のものを息子が受け継いだりすることが見られた。先に述べたような経営体としての家につながるような家父長制の家族——父系で継承され年長の男性が統率するのを基本とする——が成立した時期は、地域や階層によって差が大きい。平安後期から徐々に形成され出したといわれる。（ちなみに朝鮮半島でも、李朝初期まで男婦女家という婿入り婚の名残りが広く行われるなど、早い時期には父系の家父長制家族は、一般的ではなかった。16世紀末の秀吉の朝鮮侵略等を契機とする混乱からの社会再建の中で、李朝によって儒学の浸透が図られたことが父系の家父長制家族の広範な浸透に大きな影響があった。）

日本や朝鮮の家族に対して、中国の家族は、紀元前の先秦時代から父系血統主義を基本としていた。しかしながら上述のような、息子たちはみな平等に父の「気」を受け継ぐという観念は朱子学の考え方にそったものであり、それに基づいた財産相続のあり方などは、朱子学の成立した宋代から後に徐々に広まり始めたと考えられる。唐代以

前の中国では母方の影響力も大きく、母の地位によって子の地位も異なった。

宋代以降の中国社会ではまた、古くからの儒学の古典である『易経』や『礼記』にみえる「男は外、女は内」というジェンダー秩序が、広範な社会規範として広まり始めた。すなわち政治は男が担当し、女性は家庭領域に居ることが、正しい社会秩序のあり方とされ、しかも中国ではこれは性別役割観念であるだけでなく、男女のいる場所を空間的に分けるべきという規範ともなった。これと並行するように纏足がだんだん広まり、明清時代の上層の女性は、身体的にも自由に行動することが難しくなる。また、貞節が女性の最重要の徳目として重視されるようになってゆき、夫を亡くして長く再婚しない節婦や貞節を守るために命を落とした烈女が顕彰されて、以前は問題とされなかった再婚をした女性が蔑視されるようになった。そのような考え方が広く浸透した明清時代には、纏足した、生涯一人の夫に貞節を尽くし、家の奥の閨閣に居て外には出ない女性が良い女性とされた。財力があって女性を家の中に留めておける家族が立派な家族として社会的に尊重され、一方、女性が外に出て働かなくてはならない家族は卑しめられた。すなわち、家族の女性のあり方が、経済力と文化資本をもつ士大夫であることを表す地位の標識となったのである。もちろん実際には、生活のために再婚したり、外に出て働いたりする女性は多かった。また家庭の中では、とりわけ夫の死後には母たる女性の権力も大きかったので、中国近世の女性はみな弱々しく生きていたわけでは、けっしてない。とはいえ、このような男性領域と女性領域とを空間的に分けて、女性を隔離する習慣は、朝鮮でも李朝の後期には見られたが、日本では（大奥などの特殊な例以外には）存在しなかったし、儒教文化圏に属するベトナムを含む東南アジアでも基本的に見られない。ジェンダー規範や家族のあり方は、儒教文化圏の中でも一様ではなかった。

日本では、江戸時代の社会構造は、武士・百姓・職人・商人などの職業によって士農工商など

の身分が定められた身分制社会で、それぞれの家業を持った家^{イエ}を基本的に男性の家長が代表して社会的分業を遂行していた。女性は、嫁入婚によって夫の家に入り、その家の家業を分担した。武士の身分では、女性は統治には関わらず家事・育児などだけを行っていたが、農・工・商の身分では、女性も夫と協力して家業に精出^{イエ}して家を維持するものとされていた。江戸時代の日本では中国から伝えられた朱子学も広まったが、興味深いことに、三綱五倫の中の「夫婦に別あり」の教えは、日本では「夫婦相和し」と夫婦は仲睦まじくするように、というように変化していった。前述のように日本社会では男女の隔離も厳格でなく、女性が家の外へ出歩いて働いたり、遊んだり、交際したりすることは普通に行われていった。貞節についても、結婚している女性は貞節を守るべきだとされたが、離婚や寡婦の再婚への抑圧は、そんなに強いものではなかった。

アジア近代の家族とジェンダー規範

明治維新後、日本では基本的に身分制がなくなり、近代国家の建設が目指された。国家の基盤は「家」^{イエ}であるとされて、戸主が強い権限を持つ「家」^{イエ}制度がすべての国民に適用される。つまり従来は地域や身分によって多様であった家族形態・ジェンダー規範が、相対的に家父長の権限が大きく女性への抑圧の強い武士身分のものに統一されたということが出来る。また、女性のあるべき姿として「良妻賢母」が提唱された。これは、大日本帝国の基盤としての家庭を支えて夫や子供に尽くす役割を女性に期待するもので、近世の女性がそれぞれの家^{イエ}のために尽力することを期待されていたのを超えて、家庭での役割を通じて国家に貢献すべきであるという、近代日本バージョンの性別役割規範であった。（「良妻賢母」という言葉も、しばしば儒教の古典にあるものと思われるが、この四字句は明治の日本の発明である。）一方で、男性は軍国日本の将兵として国に尽くすことが期待された。しかしながら家庭で良妻賢母たることに専念する「主婦」は、都市の俸給生活者

の中間層家庭などには見られたものの多数派ではなく、農村女性は厳しい農業労働に追われて、家事育児に専念などとはほど遠い暮らしを送る人が大半だった。欧米では19世紀後半から労働者階級にも専業主婦が増加し、20世紀前半には一般化していたが、日本の状況はそれと同じではなかった。

日本で専業主婦が増加したのは、第二次世界大戦後のことである。高度経済成長が始まって農村から都市への人口移動が起こり、仕事の場と生活の場が切り離されたサラリーマンが増加した。サラリーマン家庭では、既婚女性が専業主婦として家事育児に専念することも多くなった。日本でも、「近代家族」モデルがようやく庶民にとって身近に感じられるものになったのだ。とはいえ低賃金労働力を求める企業は、子供の手が離れた主婦を「パートタイマー」として安い賃金で働かせることを推進した。いわゆるM字型就労である。だから日本では、専業主婦が多数派であった時期というのは、じつは（欧米と異なって）ほとんどなく、日本の既婚女性の多数派は、農婦でなくなっただけからほどなく、賃労働者となったのだ。しかも「パートタイマー」であれ、「正社員」^{ダブルバーデン}であれ、働く既婚女性は仕事と家事育児の二重負担を担いつづけた。それというのも、男性たちの労働時間が諸外国と比べてもとりわけ長い状況が続いているので、なかなか家事を分担できない構造が続いているからなのである。

一方の中国では、19世紀末から欧米列強や日本による圧迫を受ける中で、亡国の危機を救うために改革・革命運動が展開されるようになり、その中でジェンダー秩序の改革も始まった。女性も「家を出て」、社会労働や改革・革命運動へ参加することが要請されるようになった。もちろん、女性が纏足を解いて家を出ることは、男女隔離を是とした従来の規範を打破することだったので大変な社会的摩擦が起きた。だが、まず男性知識人たちが女権の実現は近代文明の指標で中国の富国強兵の前提条件だと考えて、女子教育を推進し女性が家の外で働くことを奨励した。女性たちも、人

としての権利を求め、男性と同じように社会で活動しようとした。20世紀前半、日本にならって中国でも、家庭の主婦として近代国家を支える「賢妻良母」も女性のあるべき姿として提唱された。しかし革命と戦争がめまぐるしく展開した中国では、男性と共に革命に参加する女性も賞賛され、新たな近代国家としての中国でのあるべきジェンダー規範についてコンセンサスのないままに、中華人民共和国が成立した。

中華人民共和国は、女性解放・男女平等を国是として掲げ、社会主義によってそれは達成されるとした。女性も社会労働を行うことが当然とされ、都市の女性は工場などで労働者として働き、農村の女性は人民公社で集団労働に参加するようになって、女性の経済力や家庭内での地位は大いに向上した。こうした中華人民共和国のジェンダー構造は、男女に異なった役割を割り振るというよりは、基本的に男女を同質に扱い、同じように社会労働を課すものだった。文化大革命の時期には、毛沢東の「時代は変わった。男も女も同じだ。男の同志にできることは、女の同志にもできる」という言葉が流布し、女らしい服装は批判されてユニセックスの人民服をみなが着用し、高压電線での作業など男性の職域とされた仕事に取り組む女性が「鉄の娘」ともてはやされた。やがて革命の時代は過ぎ去り、1980年代から改革開放の時代が始まって、抑圧されていた個性や自由の追求が始まった。男女ともにファッションは多様化し、化粧やスカートも広まって、おおびらに女性らしさも表現されるようになった。しかし自由の拡大は、社会主義が達成した平等を掘り崩した。経済的な格差が広がり、都市と農村の格差だけでなく男女の格差も広がった。華々しい経済的成功をもてはやされる女性は男性に劣らず多いが、統計を見れば、社会主義時代には男性と大きくは変わらなかった女性の就業率や収入は、現在ではかなり差が開いている。(とはいえ、最初に述べたように日本の男女格差は世界でも際だっているのに、日本ほどの違いにはなっていない。)

おわりに

以上、現代社会のジェンダー構造を歴史的に捉え、歴史的思考力を養う助けになるのではないと思われるジェンダー史の内容を、いくらか述べてみた。ジェンダーとは、政治・経済をはじめとする社会のさまざまな側面に関わる重要な要素であることがわかるのではないだろうか。授業の中では、ジェンダー史の項目を取り上げるとともに、さまざまな問題を考える際に、ジェンダーの側面に注意する——すなわちジェンダー視点をもって歴史を見る——ことで、歴史はぐっと身近になり、立体的に捉えられるものになる。歴史教育改革を前向きに進め、これからの社会で主体的に活動できる次世代の育成のために必要な歴史的思考力を養うため、ジェンダー史もなすべきことは大きい。その内容と方法について、多くの方と議論を共有してゆければ幸いである。

【参考文献】

- ・長野ひろ子・姫岡とし子編『歴史教育とジェンダー』青弓社、2011年。
- ・三成美保・姫岡とし子・小浜正子編『歴史を読み替える—ジェンダーから見た世界史』大月書店、2014年。
- ・久留島典子・長野ひろ子・長志珠恵編『歴史を読み替える—ジェンダーから見た日本史』大月書店、2015年。
- ・スーザン・マン、小浜正子等監訳『性からよむ中国史—男女隔離・纏足・同性愛』平凡社、2015年。
- ・小浜正子編『ジェンダーの中国史』(アジア遊学191)勉誠出版、2015年。
- ・小浜正子・秋山洋子編『現代中国のジェンダー・ポリティクス—格差・性売買・「慰安婦」』勉誠出版、2016年。
- ・小浜正子・下倉渉・佐々木愛・高嶋航編『中国ジェンダー史研究入門』京都大学学術出版会、近刊。

【参考ウェブサイト】

- ・比較ジェンダー史研究会ホームページ：
<http://ch-gender.sakurane.jp/wp/>
(教材として活用できるトピックや資料を多数掲載しています。)